

平成28年度

湯梨浜町社会福祉協議会事業計画書

社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会

平成28年度社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会事業計画書(案)

1 基本方針

国においては、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告や社会保障審議会福祉部会での「社会福祉法人制度改革」が論議されています。その中で、①業務運営・財源運営の在り方、②法人の連携・協働の在り方は、これからの社協活動の展開に大きく影響を及ぼすものとなっています。その内容は、①内部留保（利益剰余金）を明確にし、地域公益活動（社会福祉事業活動）をするために計画的な再投資の義務化。②地域の社会福祉法人等が、地域の福祉ニーズに対応するため連携・協働して、運営組織の形成や資金の拠出、活動の展開を図るとしています。

本会は、地域福祉の推進を目的として、「地域の互助」を活性化するために保健福祉社会活動を推進してきました。しかしながら、地縁団体として、生活課題を抱える人たちへの具体的な支援活動に結びついている事例は多くはありません。住民主体の助け合い活動や生活困窮者等の支援は、主に社協と地縁団体との構図だけではなく、町内の社会福祉法人（社会福祉施設等）や企業等を巻き込んだ展開が課題となっています。

また、今年度から介護予防・地域支援総合事業が始まり、軽度者（特定高齢者、要支援 1・2 該当者）に対して、社協らしい事業・活動サービスを提供していかなければなりません。

おりしも、今年度は第2次地域福祉活動計画の最終年度でもあり、第3次地域福祉活動計画策定（5カ年計画）の年でもあります。この機会をチャンスとして捉え、これからの社協活動の礎となるよう発想の転換と行動力が示されるものとしていかなければなりません。

益々厳しくなる財政状況も踏まえながら、本会は行政や各関係機関・団体・福祉施設等との連携・協働のもと、町民から信頼され、支援されるよう役職員一丸となった活動を展開していきます。

2 重点目標

「一人ひとりが輝き、安心と共感を生む福祉のまちづくり」

ー公私協働による福祉コミュニティづくりー

- (1) みんなで支えあう地域づくり
- (2) 福祉の心・ボランティアを育む活動の推進
- (3) 安心して利用できる福祉サービスの推進・開発
- (4) 見える社協づくり

3 実施事務・事業

【総務福祉課】

法人経営の基本事項である①法人の透明性、②説明責任、③法令遵守、④職業倫理、⑤危機管理⑥公益活動を徹底し、経営及びサービスの向上を目指します。

(1) 法人の経営

- ① 理事会（年5回）・評議員会（年4回）・監査会（年2回）の開催
- ② 内部金庫監査（年1回）
- ③ 正副会長会の開催(随時)
- ④ 部会の開催（地域福祉活動計画と連動）
*総務福祉部会、在宅福祉部会（随時）
- ⑤ 定款及び諸規程の整備
*定款の一部改正及び諸規程の制定と改正
- ⑥ 法人登記及び現況報告
*定款変更及び資産総額変更登記
*法人現況報告（HP掲載）
*税務報告
- ⑦ 職員業務経営会議（毎月2回）
- ⑧ 法令遵守、危機管理体制の徹底
- ⑨ 外部監査活用の検討
- ⑩ 各関係機関・団体との連絡調整
*県・中部社協職員連絡協議会
*県老人福祉施設協議会
*県福祉人材センター運営協議会
*中部社協会長・局長会
*中部ふるさと広域連合介護認定審査会
*町人権教育推進協議会
*町青少年育成町民会議
*町地域包括支援センター運営協議会
*町高齢者・障がい者虐待対策地域連絡会
*町障がい者地域自立支援協議会
*町シルバー人材センター
*町路線バス利用者協議会
*町有償運送運営協議会
*ホワイトライアスロン in 湯梨浜大会実行委員会

(2) 人事・労務・衛生管理

- ① 人事考課、評価制度の実施
- ② 労働協定届け（36条協定、就業規則変更届け等）

- ③ 衛生委員会の開催（年3回）
- ④ 職場巡視（毎月1回）つわぶき荘、東湖園、しじみの郷、ながせこども園
- ⑤ 職員健康診断の実施（ストレス調査も含む）
- ⑥ 職員の健康管理、感染症予防の啓発と実践
- ⑦ 男女共同参画推進企業としての推進

(3)研修事業

- ① 役員研修
 - *先進地視察研修、市町村役員セミナー、緑陰大学、市町村社協会長研修他
- ② 職員研修
 - *全体研修、業務別研修、階層別研修（初任者研修、中堅職員研修、管理的職員研修）
 - *人権教育研修、交通安全研修の開催
 - *専門職員実務研修への参加
 - *県及び職能団体研修への参加
- ③ 職員資格取得（社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、幼稚園教諭等）の促進

(4)施設・備品管理

- ① 経費節減への積極的な取り組み
 - *消灯等節電、節水の実施
 - *冷暖房の適切な温度設定
- ② 保健福祉センター「つわぶき荘」の運営
 - *設備・備品の管理 *除草作業 *消防訓練・機器の点検等
- ③ 老人福祉センター東湖園の指定管理運営
 - *設備・備品の管理 *除草作業 *消防訓練・機器の点検等 *浴場管理

(5)公用車の運行管理

- ① 公用車の管理と運行点検（業務日誌）

(6)町との連携

- *主管課長、事務局長定例連絡会（毎月1回）
- *町・社協連絡調整会（毎月1回）
- *町ケア会議の参加
- *町ケアマネネットワーク会議の参加

(7)契約事務、会計事務、庶務全般

(8)会費の理解・募集、寄付金の収受

(9)調査・啓発事業

- ① 広報紙「ふくし湯梨浜」の発行（隔月1回・全戸配布）
- ② ホームページによる情報発信、情報公表（内容の充実）
- ③ 小地域福祉座談会の開催（主に未開催地区を対象）
- ④ 各種調査の実施（世帯類別調査等）
- ⑤ 一人暮らし高齢者世帯個別訪問

(10)地域福祉活動計画の策定

- ①第2次地域福祉活動計画の見直し・評価（最終年次）
- ②第3次地域福祉活動計画の策定（平成29年度～平成33年度）

(11)相談・利用者支援事業

- ① 苦情解決第三者委員会の開催
- ② 意見箱の設置（つわぶき荘・東湖園・アロハホール・しじみの郷・ながせこども園）
- ③ ふれあい総合相談所の受託運営

日常生活の困りごとや心配ごとの相談に応じ、適切な助言や専門機関への紹介を行うことにより町民の福祉の増進を図ります。

- 心配ごと相談、人権相談、行政相談、法律相談（年12回）
- 土地・財産相談（年4回）

- ④ 日常生活自立支援事業（権利擁護事業、県社協受託事業）

判断能力が低下した認知症高齢者、知的・精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行い、地域で安心した生活ができるよう支援します。

- 相談の受付、計画作成と支援サービスの提供
- 生活支援員の登録及び研修会の実施
- 内部審査、保管物件検査の実施
- 啓発広報活動
- 県内会議、各種研修会への参加

- ⑤ 生活困窮者自立相談支援事業（湯梨浜町受託事業）

『暮らしサポートセンター ゆりはま』

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの自立を支援します。

- 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状況にあった支援計画を作成し、必要なサービスにつなぐ
- 関係機関への同行訪問や就労支援員と連携した就労支援
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発
- 支援調整会議の開催（随時）

- ⑥ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

- 低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、失業者世帯などへの相談と資金貸付
- 民生委員実費弁償費の交付

(12)小地域福祉活動

- ① 福祉推進員（150名）及び愛の輪協力員（250名）の設置・運営、緊急連絡カードの設置
- ② 地域福祉推進協議会の運営（地域福祉活動計画策定委員兼務）
- ③ 保健福祉会の拡充

保健福祉会の会長（区長）をリーダーとして、生活不安や複雑な課題をみんなの問題と

して捉え話し合い、解決に向け地域で具体的な行動がとれるよう支援していきます。
また必要に応じて関係機関と連携をとり地域に根ざした保健福祉会を支援します。

・保健福祉会全自治会の設置推進（75自治会）現状72自治会

・見守り活動（一人暮らし高齢者世帯：町全体321人対象）

・いきいきサロンの開催（72自治会）

・支え合いマップ（福祉・災害マップ）の新規・更新作成

助け合い・支えあい・防災を目的に、地域の情報を知り共有する手段としてマップ作りを推進します。

○新規マップ作成5自治会 ○更新マップ作成28自治会

④わが町支え愛活動支援事業への支援（5自治会予定）

⑤あったかハートおたがいさま事業（平成27年度～平成29年度）

3自治会（長瀬東部、橋津、松崎5区）をモデル指定し、支え合いの基盤となる住民の福祉意識の醸成と主体的な地域福祉活動の取組みなどの住民の福祉力向上に向けた取組を推進していきます。

○地域見守り会議の支援（年4回）

○見守り活動連絡会の開催（年2回）

⑥サロン世話人交流会等地域リーダーの養成・研修会の開催（年1回）

⑦保健福祉会会長会の開催（年1回）

⑧小地域福祉ネットワーク会議の開催（地域ごとに各1回）

(13)在宅福祉サービス事業

① ボランティアによる配食・会食サービス事業（羽合・東郷：配食、泊：会食）

○毎週1回、延べ2,858食

② まごころ配食（毎日型）サービス事業（町補助事業）

食事作りが困難な高齢者世帯等に対し、必要に応じ夕食を配食します。

○登録者：51世帯、延べ7,857食

③ のりあいバス運行事業

高齢者世帯等を対象に、買物、通院等の移送を行います。（全自治会）

第1・第3金曜日（泊・羽合地域）、第2・第4金曜日、第3月曜日（東郷地域）運行を実施します。

○登録者：35名

④ 地域リハビリ・レク事業の実施

ボランティアや職員（PT等）が指導者となり積極的に集落に出かけ、簡単なリハビリ指導やタオル体操・レクリエーションなどを実施し介護予防の効果を上げるよう努めます。

○訪問実施回数：70回

⑤ 老人福祉センター東湖園浴場無料開放の実施

町内の高齢者に対し、心身のリフレッシュを図るため、原則木曜日（4回/月）浴場を無料開放します。

○実施日数：48日、延べ利用者2,600人

⑥ いこいの日事業（老人福祉センター東湖園）

社協版介護予防事業として、生きがいづくりや閉じこもり防止のため、軽スポーツ、レクリエーション、リハビリ体操、趣味活動などを実施します。

○登録者：74名、実施日数：88日（毎週水曜日・木曜日）

(14)地域支援事業及び総合支援事業の受託・補助運営

① 高齢者筋力向上トレーニング事業

特定高齢者で運動機能の低下がある方を対象とし、週2回・週1回・卒業者支援の筋力トレーニングを実施し、より効果的な介護予防事業を推進します。

○週2回登録者：80名

○週1回登録者：32名

○卒業登録者：50名

② ミニデイサービス事業（町総合事業）

介護予防・閉じこもり防止を目的に町総合事業の委託事業として、IADL訓練事業から新たにミニデイサービス事業に名称を変え、老人福祉センター東湖園において実施します。

○登録者45名（週5日）○年間延利用者2,000名

③ 産後ヘルパー派遣事業

④地域活動支援センター（みんなの家）事業

利用する障がい者が作業や野外活動、趣味活動、地域交流などの活動を通して、生きがいや楽しさが感じられるよう、一人ひとりの身体状況、精神状況にあった支援を行います。

○登録者数：12名、実施日数：244日

(15)ボランティアセンターの運営

ボランティア活動の場を地域へ広げ、町民が活動・交流する機会を提供します。

① ボランティア連絡協議会の運営

② ボランティアの登録・需給調整

③ ボランティア情報の提供

④ 各種ボランティア研修の開催（食中毒予防研修、調理研修等）

⑤ ボランティア団体の支援（11団体）

⑥ 地域ボランティア（マンパワー）の発掘・育成

(16)地域あんしんサービス「助さん」の運営

住民参加型福祉サービス（住民相互の助け合いによる有償サービス）「助さん」の啓発に努め、利用の拡大を図ります。

○利用会員：40名、協力会員：30名、利用回数：30件

(17)福祉教育事業

幼・保・学校・地域等が一体となり福祉教育に取り組むことで、特に次世代を担う子どもたちを育てる一助とします。そのために職員が学校や地域に積極的に出向き疑似体

験学習等を推進します。

- ① 福祉教育協力校の支援事業（町内小・中・高等学校）
- ② 町社会福祉大会の開催（時期：11月19日、会場：ハワイアロハホール予定）
- ③ 福祉体験学習の開催
 - 夏休み体験学習、ボランティアスクール（参加者：100名）
 - 高齢者・車いす疑似体験等（年間7回開催）
- ④ 疑似体験サポーターの養成（年1回、受講者：10名）
- ⑤ 各種講座・研修会への派遣（緑陰大学、県民社会福祉大会等）

(18) 住民福祉援護事業

- ① 高齢者体力づくり大会の協力（参加者：300名）
- ② 高齢者グラウンドゴルフ大会の協力（参加者：280名）
- ③ 住民援護器具の貸し出し（祭壇、イベント用具等）350件
- ④ 介護用品の斡旋、貸し出し（車いす、介護ベッド等）40件
- ⑤ 一人暮らし高齢者の集い
 - 泊地域：年3回、羽合地域：年3回、東郷地域：年1回
- ⑥ マイクロバスの運行
 - 運行保有台数：2台、延べ運行回数283件

(19) 当事者団体の育成

- ① 高齢者クラブ連合会
- ② 身体障害者福祉協会
- ③ 三幸会（障がい者団体）
- ④ 民生児童委員協議会（東郷支部）

【在宅福祉課】

(1) 在宅福祉部会の開催

事業収益を地域に還元できるよう適切かつ安定した事業経営を目指します。

また、泊小規模多機能型居宅介護事業、小規模多機能型居宅介護事業所『しじみの郷』の短期利用居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護事業等の取り組みを検討します。

(2) 在宅福祉課各種会議、研修会の開催

各サービスの情報共有や事業所の課題とその解決策を協議し、職員及びサービスの質を高めるとともに今年度は介護保険ソフトの変更を検討し、効率的で働きやすい職場環境づくりを行います。また、研修会や検討会の開催により、法令遵守、危機管理、事故防止等に努めます。

- ① 管理者等連絡会
 - 開催回数：毎月2回
- ② 各事業所業務検討会
 - 開催回数：毎月1回
- ③ 各事業所内部研修会

○開催回数：毎月1回（必要に応じて随時）

④各事業所外部研修会

○参加回数：年間80回

(3)社協らしい介護保険事業・介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、自立支援・介護予防の視点で個々のニーズに合った適切なサービスの提供を行うとともに「安心カード」を利用して、コミュニティソーシャルワーカーや地域との連携を強化し、インフォーマルサービスを導入しながら在宅で生活できるように支援していきます。

また、平成28年4月開始の湯梨浜町介護予防・日常生活支援総合事業においても行政機関と連携し、社協らしい事業を運営するとともに、保健福祉会、いきいきサロン、高ク連介護教室等への在宅福祉課職員派遣により事業所のPR、介護方法や制度の習得、認知症の方への理解等住民の方への啓発活動等も行います。

① 居宅介護支援事業

○居宅介護支援プラン件数：170件

○介護予防プラン件数：47件

○要介護認定調査件数：156件（年間）

② 訪問介護（介護予防・総合）事業

○訪問介護登録者数：35人

○介護予防・総合事業登録者数：10人

○ヘルパー買物同行利用者数：5人

③ 通所介護（介護予防・総合）事業（泊・東郷）

泊通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所として家庭的な環境と地域との交流のもと、なじみの関係を構築し、将来的にはつわぶき荘の個室活用を含め、小規模多機能型居宅介護事業の運営に向けて検討していきます。

東郷通所介護事業所は、通常規模型通所介護事業所としてリハビリ強化やアクティビティ活動の充実を図り、短時間利用等のニーズに対応していきます。

（泊通所介護事業所）

○通所介護登録者数：31人

○介護予防・総合通所介護登録者数：5人

（東郷通所介護事業所）

○通所介護登録者数：45人

○介護予防・総合通所介護登録者数：10人

④ 福祉用具貸与（介護予防）事業

○福祉用具貸与利用件数：245件

○介護予防福祉用具貸与利用件数：20件

○軽度者への介護用ベッドレンタル：7件

⑤小規模多機能型居宅介護（介護予防）事業 『しじみの郷』

地域密着型介護サービスの一翼を担い、地域との交流を深めるため、新たに「カフェ

しじみ」を実施していきます。また、24時間365日切れ目なく利用者の暮らしを支えます。

○登録者数：20人（要介護19人、要支援1人）

(4)障害者総合支援事業の実施

障がい者が住み慣れた地域で生活するために、障害者総合支援法に基づき、行政機関・教育機関との連携を図り、生きがいや楽しさを感じられる個別性を重視した細やかなサービス提供を行います。

① 居宅介護（重度訪問介護）事業

○登録者：17人

② 地域相談支援事業

○計画件数：12件

③ 日中一時支援事業（泊・東郷障がい者デイサービス）

（泊デイサービス）

○登録者：3人

（東郷デイサービス）

○登録者：8人

(5)利用者本位のサービス提供

① サービス満足度調査の実施とサービスの質の向上

② リスクマネジメントの強化による業務改善の実施

③ インフォーマルサービスとの連携調整

④ ニーズに対応した新しいサービス事業の検討、実施

【ながせこども園】

《湯梨浜町教育保育理念》

「げんきに ゆたかに なかまとともに たくましく」

《ながせこども園教育保育理念》

「自律のめばえを育む保育をめざす」をテーマとし、教育保育を行う

【ながせこども園教育保育目標】

「のびのび やさしく たくましく 元気いっぱいアロハっ子」

(1)ながせこども園の受託運営

① こども園定員140名

② 特別保育事業

*延長保育（保育認定2・3号）

（有料）

○保育標準時間は午前7時～7時30分

午後6時30分から7時30分まで

○保育短時間は午後4時30分から5時30分まで

保育時間を延長し、利用者の便宜を図ります。

*一時預かり保育（教育認定1号）

(有料)

○保育短時間は、午前7時から8時30分

午後4時30分から7時30分

○教育標準時間は、午前7時～8時30分

午後3時30分～7時30分

土曜日、春休み・夏休み・冬休み（年末年始除く）

午前7時～午後7時30分

*乳幼児保育推進・0歳児の乳幼児（概ね生後8週目）をお預かりします。

*障がい児保育・・・専門機関と連携しながら保育を行ないます。

*一時保育・・・・・・・・冠婚葬祭や病気、出産などで緊急に子どもを預けたい家庭を対象に保育を行います。

*地域活動・・・・・・・・福祉施設等の訪問や地域の高齢者と体験農園、季節的行事・伝承遊びなどを通じた世代間のふれあい交流活動を実施します。

(2)認定こども園(幼保連携型)として

1号認定 満3歳以上で、2号認定以外の子ども

2号認定 満3歳以上で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども

3号認定 満3歳未満で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども

(3)学校評価制の導入

*自己評価を行い教育・保育の振り返りを行う。評価評議員会で教育保育の評価を行い、より良い「こども園」運営を行っていきます。

*小学校との接続や連携を深め、教育保育の充実を図ります。

*職員の研修を深め、教育保育の質の向上を図ります。